

厚生労働省
群馬労働局発表
令和元年12月26日

【照会先】
群馬労働局職業安定部職業対策課
課長 吉田 修一郎
地方障害者雇用担当官 中野 直美
(電話) 027-210-5008

報道関係者 各位

県内の民間企業における 雇用障害者数、実雇用率とも過去最高を更新

～令和元年 障害者雇用状況の集計結果～

「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、事業主に対し常時雇用する従業員の一定割合以上の障害者の雇用に義務づけており、同法に基づき、対象となる県内の企業・公的機関等から6月1日現在における障害者の雇用状況についての報告を求めています。

群馬労働局（局長 田窪 文明）においては、今般、「障害者雇用状況」に関する令和元年の集計結果をとりまとめましたので、公表します。

《集計結果のポイント》

【民間企業（法定雇用率 2.2%）】（対象企業数：1,552社）（P3～9参照）

- **雇用障害者数、実雇用率とも過去最高を更新**
 - ・ **雇用障害者数は**5,859.0人（前年の5,591.5人から267.5人増加）となり、**17年連続で過去最高を更新**
 - ・ **実雇用率は**2.14%（前年2.06%から0.08ポイント上昇）となり、**7年連続で過去最高を更新・2年連続で全国平均**（今年：2.11%（前年：2.05%）※平成12年～29年は全国平均未満）**を上回る**（全国順位31位（前年33位））

- **法定雇用率達成企業の割合は**56.0%と前年（53.4%）から2.6ポイント上昇し、**全国平均48.0%を大きく上回る**
 - ・ 全国順位は24位（前年27位）

【公的機関】

(法定雇用率 2.5%適用機関)

- **群馬県の機関は、4 機関中 2 機関で法定雇用率を達成** (P10 参照)
雇用障害者数は 133.0 人 (前年 115.0 人)、実雇用率は 2.17% (同 1.97%)、不足数は 23.0 人 (同 31.5 人)
- **市町村の機関は、38 機関中 26 機関で法定雇用率を達成** (P11 参照)
雇用障害者数は 381.0 人 (同 329.0 人)、実雇用率は 2.21% (同 2.04%)、不足数は 52.5 人 (同 68.5 人)

(法定雇用率 2.4%適用機関)

- **教育委員会の機関は、5 機関中 1 機関が法定雇用率を達成** (P12 参照)
 - **群馬県教育委員会 (法定雇用率は未達成)**
雇用障害者数は 161.0 人 (同 162.5 人) 実雇用率は 1.34% (同 1.41%)、不足数は 126.0 人 (同 113.5 人)
 - **市町村等教育委員会 (4 機関中 1 機関が法定雇用率を達成)** (P12 参照)
雇用障害者数は 33.0 人 (同 35.5 人)、実雇用率は 1.75% (同 1.44%)、不足数は 11.0 人 (同 21.5 人)
(注) 市町村等教育委員会の対象機関数は、特例認定により前年 6 機関から 4 機関となっている。

【地方独立行政法人 (法定雇用率 2.5%)】

- **地方独立行政法人は、4 機関中 3 機関で法定雇用率を達成** (P12 参照)
雇用障害者数は 6.5 人 (同 8.5 人)、実雇用率は 1.66% (同 2.23%)、不足数は 1.5 人 (同 0.0 人)

(注) 「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントしている。

また、短時間労働者である重度身体障害者及び重度知的障害者、短時間労働者である精神障害者(平成 28 年 6 月 2 日以降に採用された者または平成 28 年 6 月 2 日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者)については1人を1カウントとしている。

さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

1 民間企業における雇用状況

○ 対象企業数 1, 5 5 2 社 (前年 1, 5 4 4 社)

○ 雇用されている障害者の数、実雇用率、法定雇用率達成企業の割合

民間企業 (45.5人以上規模の企業：法定雇用率2.2%) において雇用されている障害者の数は前年より4.8% (267.5人) 増加し 5,859.0人 (前年5,591.5人) となり、17年連続で過去最高を更新した。

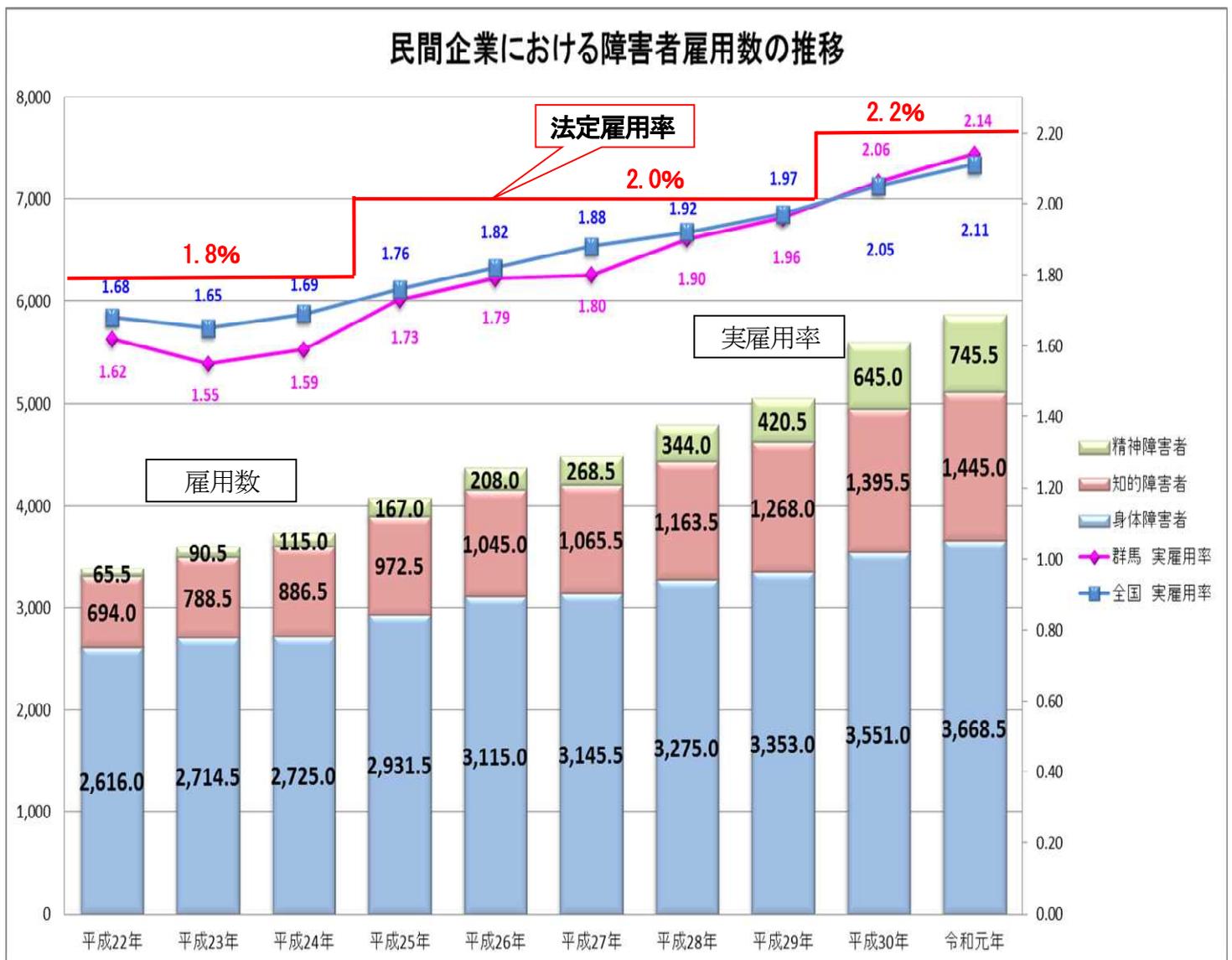
このうち、身体障害者は3,668.5人 (前年比3.3%、117.5人増)、知的障害者は1,445.0人 (同3.5%、49.5人増)、精神障害者は745.5人 (同15.6%、100.5人増) であった。

実雇用率は2.14% (前年2.06%) で 7年連続で過去最高を更新し、2年連続で全国平均を上回った (全国平均は、2.11% (同2.05%) ※平成12年～29年は全国平均未滿)。

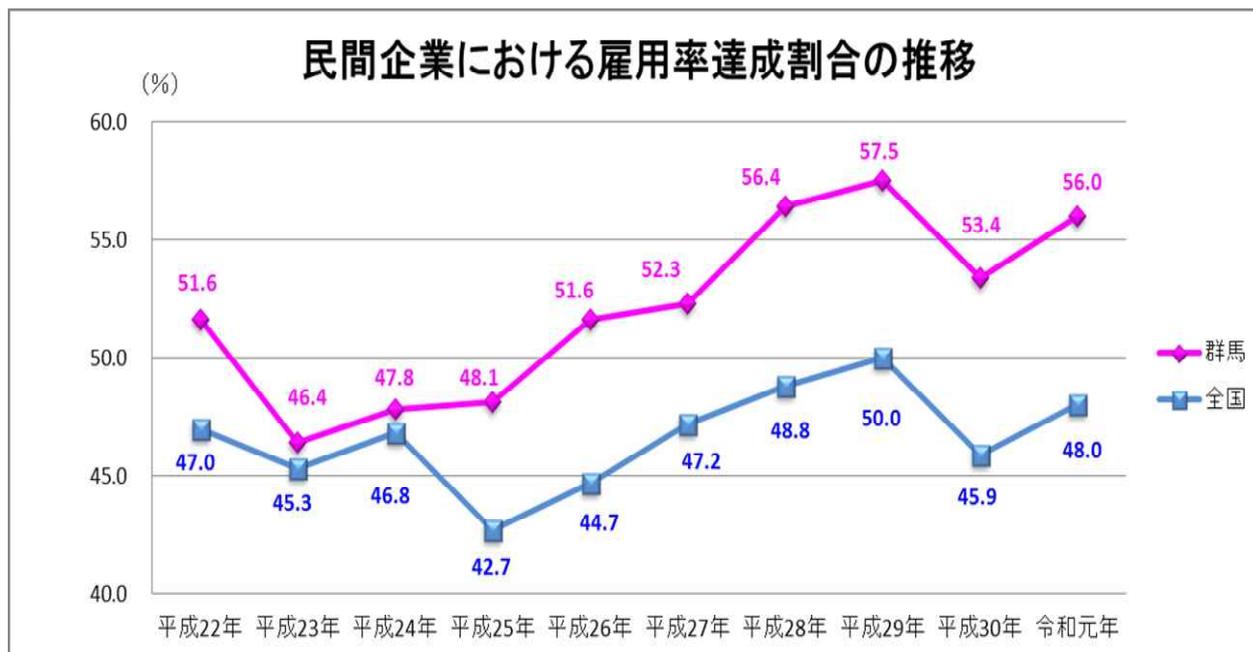
法定雇用率達成企業の割合は56.0% (同53.4%) と前年から2.6ポイント上昇し、全国平均を大きく上回った (全国平均は、48.0% (同45.9%))。

実雇用率は昨年度全国33位から31位に、法定雇用率達成企業割合は27位から24位となった。

【グラフ1】



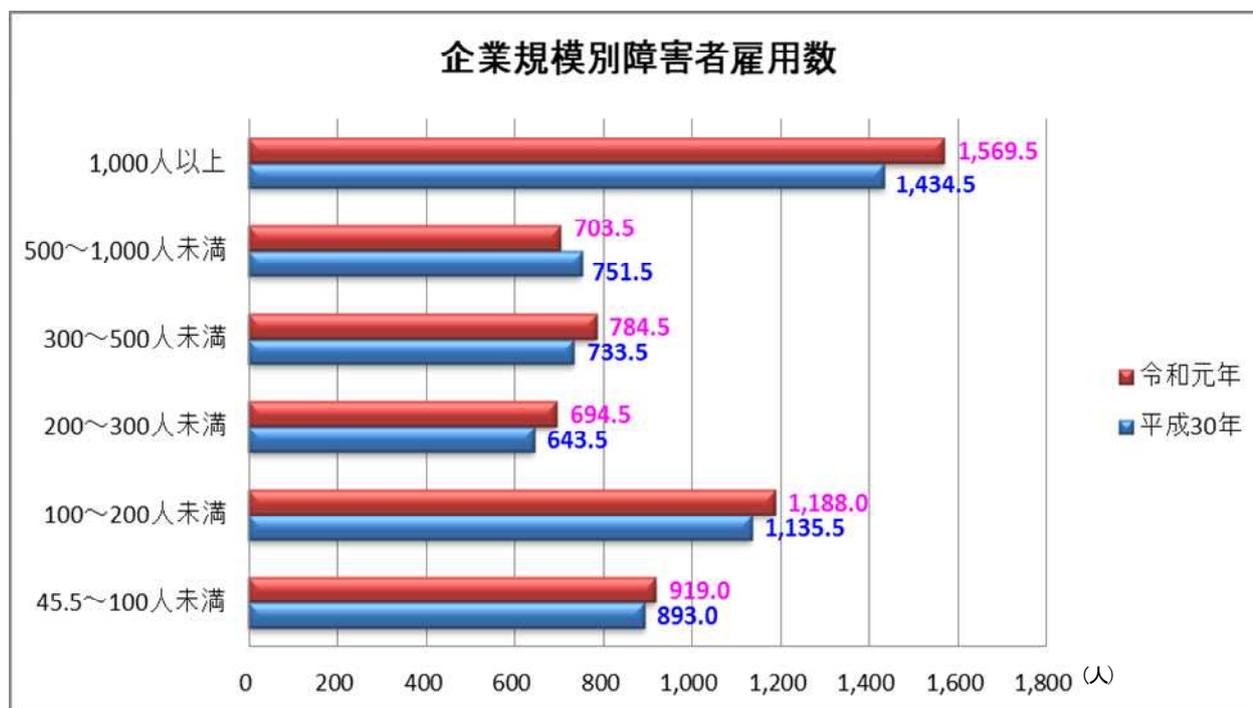
【グラフ2】



○ 企業規模別の状況

雇用されている障害者の数は、45.5人～100人未満規模企業で919.0人（前年比2.9%増）、100人～200人未満で1,188.0人（同4.6%増）、200人～300人未満で694.5人（同7.9%増）、300人～500人未満で784.5人（同7.0%増）、500人～1,000人で703.5人（同6.4%減）、1,000人以上で1,569.5人（同9.4%増）となり、500人～1,000人規模を除き前年より増加した。

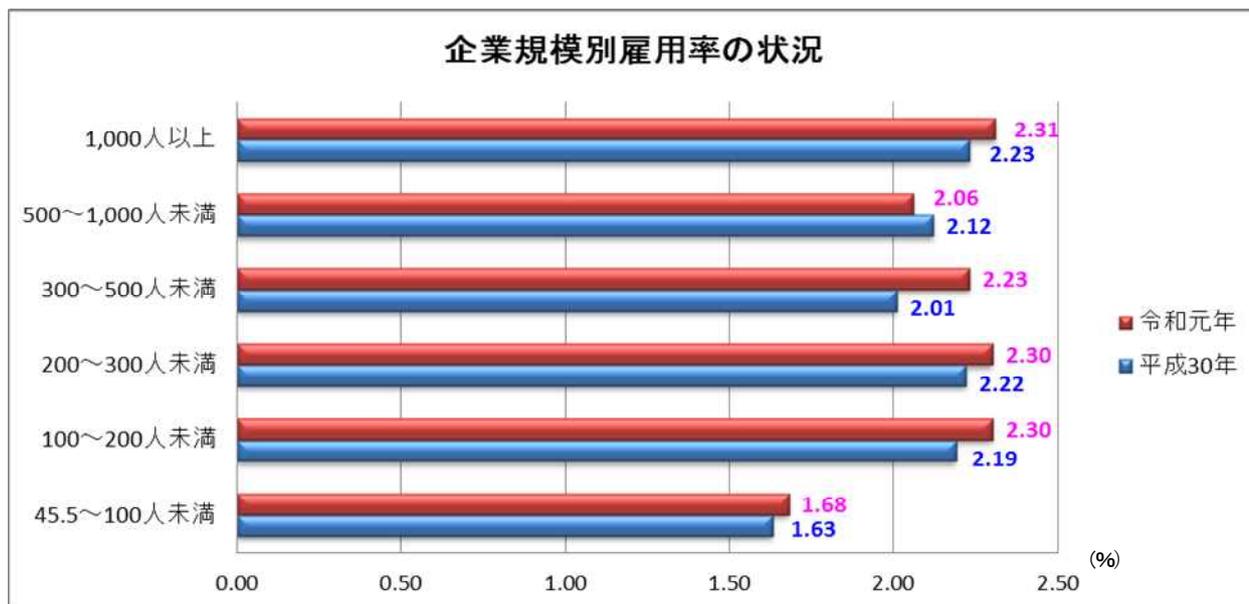
【グラフ3】



実雇用率は、45.5人～100人未満規模企業で1.68%（前年1.63%）、100人～200人未満で2.30%（同2.19%）、200人～300人未満で2.30%（同2.22%）、300人～500人未満で2.23%（同2.01%）、500人～1,000人未満で2.06%（同2.12%）、1,000人以上で2.31%（同2.23%）となり、雇用障害者数が減少した500人～1,000人未満規模を除き前年より上昇した。

群馬県平均（2.14%）を下回ったのは、500人～1,000人未満と45.5～100人未満規模企業となった。

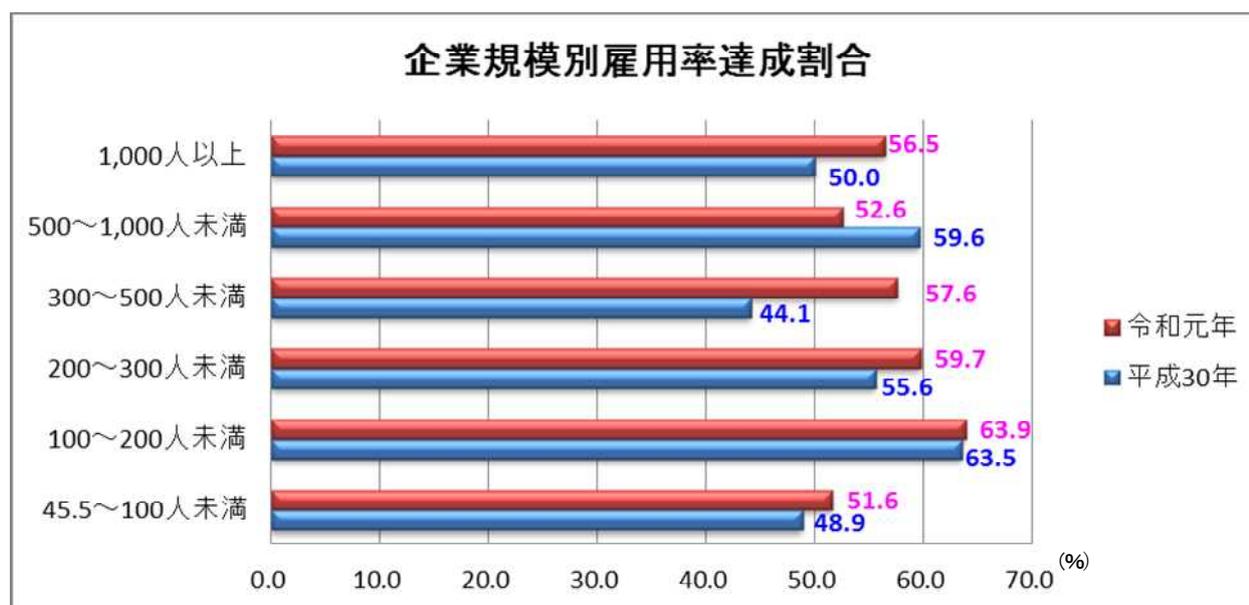
【グラフ4】



雇用率達成割合は、500人～1,000人未満規模企業以外は、すべて達成割合が上昇しており、特に300～500人未満規模企業の達成割合の上昇幅が大きくなっている。

群馬県平均（56.0%）を下回っているのは、500～1,000人未満と45.5～100人未満規模企業となっている。

【グラフ5】



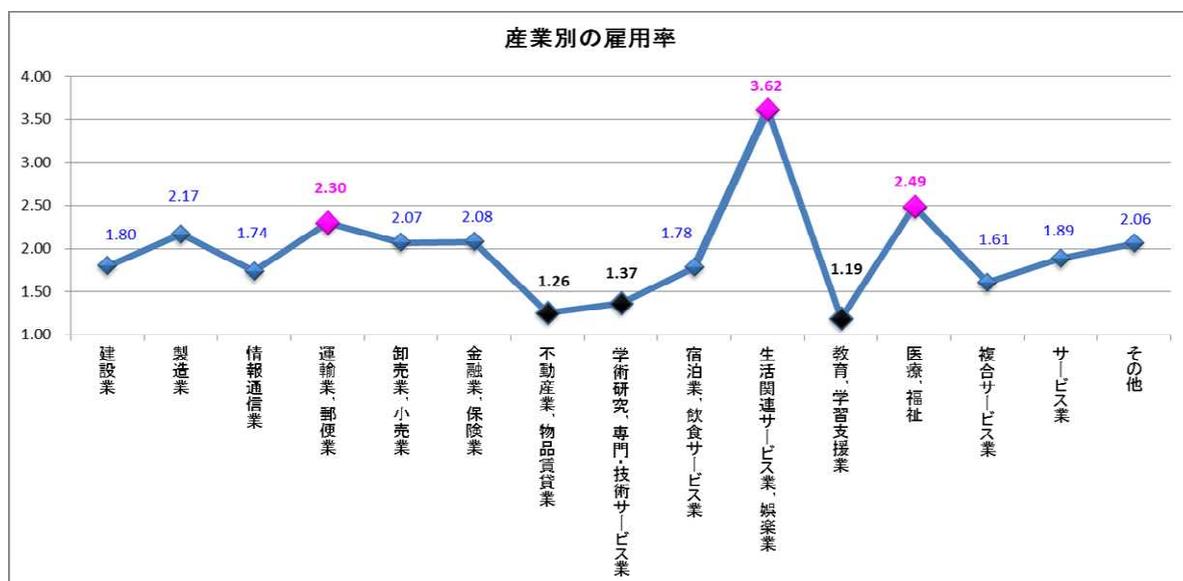
○ 産業別の状況

雇用されている障害者の数は、「金融業、保険業」及び「宿泊業、飲食サービス業」を除いた全ての業種で前年よりも増加した。

	雇用障害者数			
	令和元年	平成30年	増減数	増減率
建設業	114.0	111.5	2.5	2.2
製造業	1,832.5	1,751.5	81.0	4.6
情報通信業	67.5	58.0	9.5	16.4
運輸業、郵便業	302.5	280.0	22.5	8.0
卸売業、小売業	1,276.0	1,221.5	54.5	4.5
金融業、保険業	221.0	222.0	▲ 1.0	▲ 0.5
不動産業、物品賃貸業	34.5	32.5	2.0	6.2
学術研究、専門・技術サービス業	43.5	39.5	4.0	10.1
宿泊業、飲食サービス業	97.5	99.0	▲ 1.5	▲ 1.5
生活関連サービス業、娯楽業	187.5	183.5	4.0	2.2
教育、学習支援業	43.5	40.5	3.0	7.4
医療、福祉	1,089.5	1,063.0	26.5	2.5
複合サービス業	83.0	81.5	1.5	1.8
サービス業	448.5	395.0	53.5	13.5
その他	18.0	12.5	5.5	44.0

実雇用率では、群馬県平均を上回ったのは、「生活関連サービス業、娯楽業」3.62%（前年3.62%）、「医療、福祉」2.49%（同2.46%）、「運輸業、郵便業」2.30%（同2.24%）、「製造業」2.17%（同2.06%）であり、群馬県平均を大きく下回ったのは、「教育、学習支援業」1.19%（同1.12%）、「不動産業、物品賃貸業」1.26%（同1.34%）、「学術研究、専門・技術サービス業」1.37%（同1.22%）であった。

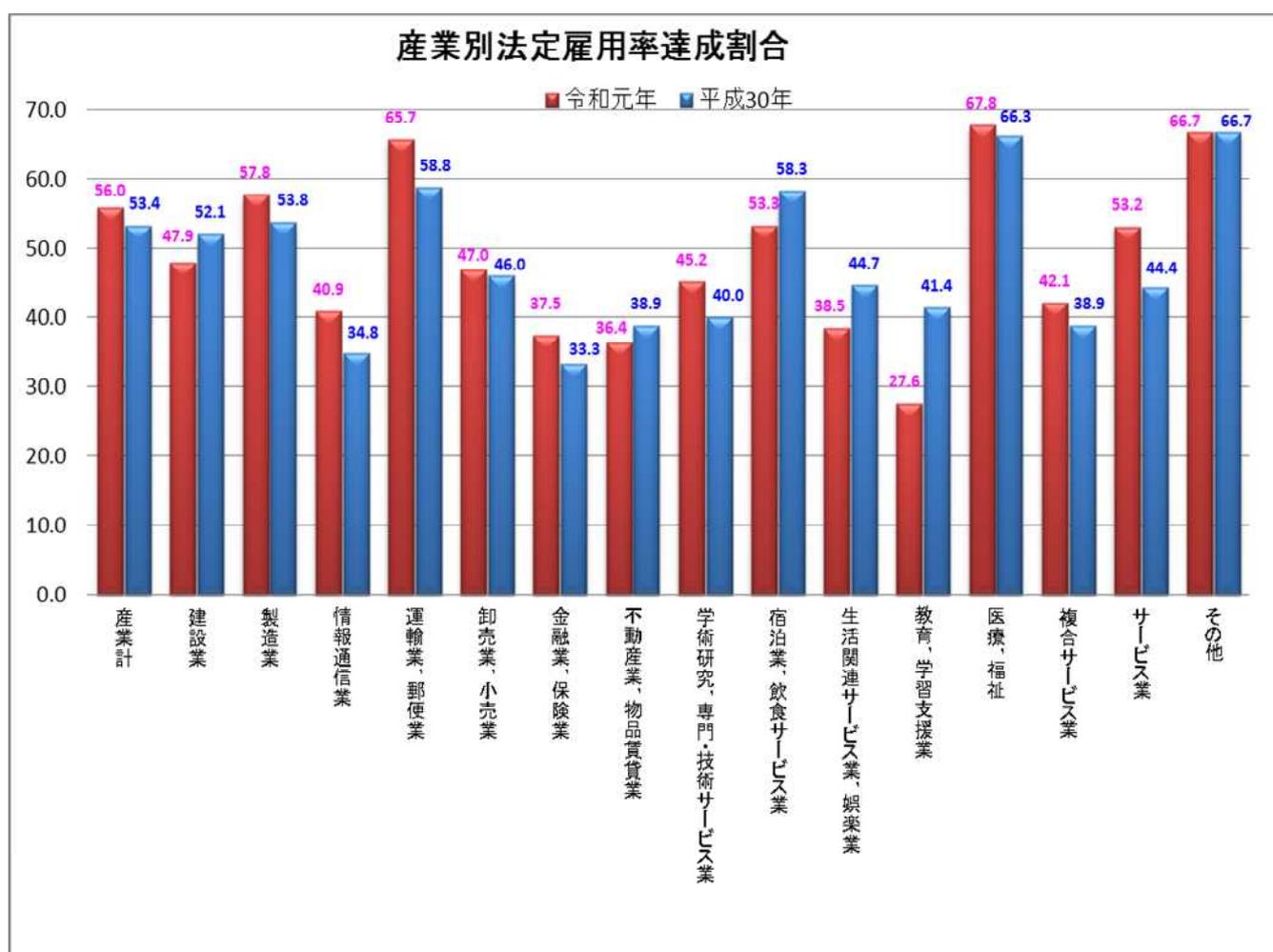
【グラフ6】



法定雇用率達成割合が昨年と比べ5ポイント以上上昇したのは、「サービス業」(8.8ポイント)、「運輸業、郵便業」(7.2ポイント)、「情報通信業」(6.1ポイント)、「学術研究、専門・技術サービス業」(5.2ポイント)となり、5ポイント以上低下したのは、

法定雇用率達成割合が昨年と比べ5ポイント以上上昇したのは、「サービス業」(8.8ポイント)、「運輸業、郵便業」(7.2ポイント)、「情報通信業」(6.1ポイント)、「学術研究、専門・技術サービス業」(5.2ポイント)となり、5ポイント以上低下したのは、「教育、学習支援業」(▲13.8ポイント)、「生活関連サービス業、娯楽業」(▲6.2ポイント)、「宿泊業、飲食サービス業」(▲5.0ポイント)となった。

【グラフ7】



※ 民間企業における雇用状況の「詳細表」は[こちら](#)

(参考1) 民間企業における雇用状況の推移

群馬県
(各年6月1日現在)

年	障害者の数(人)		実雇用率(%)		法定雇用率達成企業の割合(%)	
		対前年増減		対前年増減		対前年増減
56	1,450	150	1.38	0.10	58.1	4.4
57	1,465	15	1.39	0.01	58.4	0.3
58	1,506	41	1.40	0.01	58.3	△ 0.1
59	1,584	78	1.40	0.00	57.6	△ 0.7
60	1,654	70	1.41	0.01	60.1	2.5
61	1,722	68	1.41	0.00	63.8	3.7
62	1,632	△ 90	1.48	0.07	64.0	0.2
63	1,826	194	1.56	0.08	57.2	△ 6.8
平成元年	1,903	77	1.58	0.02	59.5	2.3
2	1,959	56	1.58	0.00	61.1	1.6
3	2,061	102	1.58	0.00	59.7	△ 1.4
4	2,124	63	1.58	0.00	60.1	0.4
5	2,183	59	1.59	0.01	56.5	△ 3.6
6	2,184	1	1.59	0.00	57.1	0.6
7	2,192	8	1.59	0.00	60.1	3.0
8	2,195	3	1.59	0.00	61.0	0.9
9	2,287	92	1.60	0.01	61.1	0.1
10	2,287	0	1.60	0.00	59.8	△ 1.3
11	2,261	△ 26	1.54	△ 0.06	51.2	△ 8.6
12	2,194	△ 67	1.47	△ 0.07	48.5	△ 2.7
13	2,237	43	1.43	△ 0.04	44.1	△ 4.4
14	2,273	36	1.47	0.04	45.8	1.7
15	2,317	44	1.48	0.01	48.0	2.2
16	2,448	131	1.46	△ 0.02	46.8	△ 1.2
17	2,535	87	1.49	0.03	49.1	2.3
18	2,699.5	164.5	1.52	0.03	49.3	0.2
19	2,879.0	179.5	1.48	△ 0.04	47.2	△ 2.1
20	2,997.0	118.0	1.50	0.02	47.4	0.2
21	3,152.0	155.0	1.56	0.06	47.0	△ 0.4
22	3,375.5	223.5	1.62	0.06	51.6	4.2
23	3,593.5	218.0	1.55	△ 0.07	46.4	△ 5.2
24	3,726.5	133.0	1.59	0.04	47.8	1.4
25	4,071.0	344.5	1.73	0.14	48.1	0.3
26	4,368.0	297.0	1.79	0.06	51.6	3.5
27	4,479.5	111.5	1.80	0.01	52.3	0.7
28	4,782.5	303.0	1.90	0.10	56.4	4.1
29	5,041.5	259.0	1.96	0.06	57.5	1.1
30	5,591.5	550.0	2.06	0.10	53.4	△ 4.1
令和元年	5,859.0	267.5	2.14	0.08	56.0	2.6

注1

法定雇用率の推移は次のとおりである。

- ・ ~昭和62年..... 1.5%
- ・ 昭和63年~平成10年..... 1.6%
- ・ 平成11年~平成24年..... 1.8%
- ・ 平成25年~平成29年..... 2.0%
- ・ 平成30年~..... 2.2%

注2

障害者の数とは、次に掲げる者の合計である。

~昭和62年

- ・ 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）

昭和63年~平成4年

- ・ 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
- ・ 知的障害者

平成5年~平成17年

- ・ 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
- ・ 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
- ・ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者

平成18年~平成22年

- ・ 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
- ・ 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
- ・ 精神障害者
- ・ 重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である短時間労働者（精神障害者である短時間労働者は0.5カウント）

平成23年~

- ・ 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
- ・ 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
- ・ 精神障害者
- ・ 重度身体障害者、重度知的障害者、重度以外身体障害者、重度以外知的障害者又は精神障害者である短時間労働者（重度以外身体障害者、重度以外知的障害者又は精神障害者である短時間労働者は0.5カウント）(※)

※ 平成30年以降は、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分とカウントしている。

①通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること

②通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

(参考2) 都道府県別の実雇用率等の状況

注 都道府県別の状況は、企業の主たる事務所(特例子会社等の認定を受けている企業にあっては、その親会社の主たる事務所)が所在する都道府県において集計したものである。

都道府県名	実雇用率	(対前年増減)	法定雇用率達成 企業の割合	(対前年増減)	法定雇用率達成企業の数	
全国	2.11	0.06	48.0	2.1	48,898	101,889
北海道	2.27	0.07	50.4	2.1	1,883	3,735
青森	2.29	0.06	55.1	2.2	546	991
岩手	2.27	0.05	56.6	1.6	576	1,018
宮城	2.11	0.06	50.4	1.2	788	1,564
秋田	2.14	0.07	60.4	2.4	463	766
山形	2.09	0.03	53.2	2.4	511	960
福島	2.11	0.07	54.7	1.6	801	1,464
茨城	2.14	0.07	50.4	0.7	811	1,609
栃木	2.07	0.07	56.3	1.4	706	1,253
群馬	2.14	0.08	56.0	2.6	869	1,552
埼玉	2.22	0.07	48.8	2.7	1,700	3,486
千葉	2.11	0.09	51.6	2.2	1,344	2,606
東京	2.00	0.06	32.0	2.4	6,788	21,184
神奈川	2.09	0.08	46.5	2.6	2,236	4,808
新潟	2.12	0.06	57.8	2.4	1,146	1,982
富山	2.08	0.04	56.1	1.2	602	1,074
石川	2.28	0.10	56.7	0.9	631	1,113
福井	2.35	△0.05	57.1	0.5	427	748
山梨	2.03	0.04	56.0	2.5	349	623
長野	2.17	0.03	58.1	1.6	989	1,701
岐阜	2.17	0.03	55.3	0.5	897	1,621
静岡	2.15	0.10	51.7	2.6	1,565	3,029
愛知	2.02	0.05	46.2	2.3	2,949	6,378
三重	2.26	0.06	58.3	0.2	712	1,221
滋賀	2.28	0.05	55.7	0.9	492	884
京都	2.23	0.10	52.6	3.1	991	1,884
大阪	2.08	0.07	43.1	2.1	3,561	8,261
兵庫	2.16	0.05	51.0	2.8	1,770	3,473
奈良	2.79	0.12	59.8	2.4	394	659
和歌山	2.46	0.10	62.1	3.4	385	620
鳥取	2.28	0.06	58.6	2.1	277	473
島根	2.49	0.09	69.5	3.6	401	577
岡山	2.45	△0.07	52.8	1.3	783	1,484
広島	2.18	0.02	48.1	1.0	1,136	2,361
山口	2.59	0.01	57.6	1.7	545	946
徳島	2.26	0.06	60.8	0.5	309	508
香川	2.05	0.10	55.7	2.3	483	867
愛媛	2.22	0.06	53.7	1.5	556	1,035
高知	2.36	0.06	61.5	1.8	326	530
福岡	2.12	0.05	50.6	1.5	1,987	3,930
佐賀	2.61	0.06	68.7	2.4	409	595
長崎	2.54	0.17	61.3	4.7	620	1,012
熊本	2.32	0.07	56.9	1.9	749	1,317
大分	2.58	0.12	62.3	2.9	536	860
宮崎	2.45	0.05	63.0	△0.6	523	830
鹿児島	2.40	0.06	60.4	1.3	775	1,284
沖縄	2.66	△0.07	59.3	1.6	601	1,013

2 地方公共団体等における障害者の在職状況

(1) 群馬県の状況（法定雇用率 2.5%）

法定雇用率は4機関のうち2機関で達成し、全体で雇用障害者数133.0人、実雇用率2.17%、不足数23.0人となっている。

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数(人)	② 障害者の数(人)	③ 実雇用率(%)	④ 不足数(人)	備考
合 計	6,120.5 (5,835.5)	133.0 (115.0)	2.17 (1.97)	23.0 (31.5)	
群馬県知事部局	4,597.5 (4,450.0)	91.5 (82.5)	1.99 (1.85)	22.5 (28.5)	
群馬県病院局	645.0 (546.5)	16.5 (14.5)	2.56 (2.65)	0.0 (0.0)	
群馬県企業局	321.5 (312.5)	7.5 (4.0)	2.33 (1.28)	0.5 (3.0)	
群馬県警察本部	556.5 (526.5)	17.5 (14.0)	3.14 (2.66)	0.0 (0.0)	

注 群馬県企業局については、現時点ですでに達成している。

(2) 市町村の状況 (法定雇用率 2.5%)

法定雇用率は38機関のうち26機関で達成し、全体で雇用障害者数381.0人、実雇用率2.21%、不足数52.5人となっている。

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数(人)	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	⑤ 達成割合
計	17,233.5	381.0	2.21	52.5	68.4% (26/38)
市町村	16,907.5	373.0	2.21	52.5	65.7% (23/35)
その他機関	326.0	8.0	2.45	0.0	100.0% (3/3)

イ 市町村

		① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数(人)	② 障害者の数(人)	③ 実雇用率(%)	④ 不足数(人)	備考
	合 計	16,907.5	373.0	2.21	52.5	
1	前橋市	2,221.0	46.0	2.07	9.0	
2	高崎市	2,344.0	49.0	2.09	9.0	
3	桐生市	1,190.5	29.0	2.44	0.0	特例認定あり
4	伊勢崎市	1,230.0	33.0	2.68	0.0	
5	太田市	1,785.5	31.0	1.74	13.0	特例認定あり
6	館林市	689.0	18.0	2.61	0.0	特例認定あり
7	沼田市	395.0	7.0	1.77	2.0	特例認定あり
8	富岡市	378.0	8.0	2.12	1.0	特例認定あり
9	藤岡市	749.0	18.5	2.47	0.0	特例認定あり
10	渋川市	971.5	16.0	1.65	8.0	特例認定あり
11	安中市	686.5	17.0	2.48	0.0	特例認定あり
12	みどり市	485.5	17.0	3.50	0.0	特例認定あり
13	榛東村	75.0	1.0	1.33	0.0	
14	吉岡町	172.5	3.5	2.03	0.5	
15	神流町	108.0	2.0	1.85	0.0	
16	上野村	49.0	1.0	2.04	0.0	
17	甘楽町	163.0	2.0	1.23	2.0	
18	下仁田町	148.5	1.0	0.67	2.0	
19	南牧村	63.5	1.0	1.57	0.0	
20	中之条町	217.0	5.0	2.30	0.0	
21	東吾妻町	144.0	3.0	2.08	0.0	
22	長野原町	108.5	4.0	3.69	0.0	
23	嬭恋村	132.5	3.0	2.26	0.0	
24	草津町	128.0	3.5	2.73	0.0	
25	高山村	80.0	2.0	2.50	0.0	
26	片品村	116.5	2.0	1.72	0.0	
27	川場村	60.0	1.0	1.67	0.0	
28	みなかみ町	293.5	8.0	2.73	0.0	
29	昭和村	118.5	4.0	3.38	0.0	
30	玉村町	310.0	4.0	1.29	3.0	
31	板倉町	231.5	4.0	1.73	1.0	
32	明和町	207.0	3.0	1.45	2.0	
33	千代田町	168.0	4.0	2.38	0.0	
34	大泉町	410.5	14.0	3.41	0.0	
35	邑楽町	277.0	7.5	2.71	0.0	

注 富岡市については、現時点ですでに達成している。

ロ その他の機関

	合 計	326.0	8.0	2.45	0.0
36	前橋市水道局	148.0	4.0	2.70	0.0
37	高崎市上下水道局	131.0	3.0	2.29	0.0
38	伊勢崎市水道局	47.0	1.0	2.13	0.0

特例認定 (Bの機関の職員がAの機関の職員とみなされる) 一覧

地方認定機関 (A)	みなされることとなる機関 (B)	
富岡市	富岡市教育委員会	
安中市	安中市教育委員会	
桐生市	桐生市教育委員会	桐生市水道局
沼田市	沼田市教育委員会	
藤岡市	藤岡市教育委員会	
館林市	館林市教育委員会	
太田市	太田市教育委員会	
渋川市	渋川市教育委員会	
みどり市	みどり市教育委員会	

(3) 法定雇用率2.4%が適用される教育委員会の状況（法定雇用率2.4%）

法定雇用率は5機関のうち1機関で達成し、全体で雇用障害者数194.0人、実雇用率1.40%、不足数137.0人となっている。

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数(人)	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	⑤ 達成割合
計	13,886.5	194.0	1.40	137.0	20.0% (1/5)
群馬県教育委員会	11,998.5	161.0	1.34	126.0	0.0% (0/1)
市町村等教育委員会	1,888.0	33.0	1.75	11.0	25.0% (1/4)

イ 群馬県教育委員会

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数(人)	② 障害者の数(人)	③ 実雇用率(%)	④ 不足数(人)	備考
群馬県教育委員会	11,998.5 (11,527.0)	161.0 (162.5)	1.34 (1.41)	126.0 (113.5)	

ロ 市町村等の教育委員会

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数(人)	② 障害者の数(人)	③ 実雇用率(%)	④ 不足数(人)	備考
合計	1,888.0 (1,862.0)	33.0 (30.0)	1.75 (1.61)	11.0 (13.0)	
前橋市教育委員会	523.0 (517.0)	8.0 (2.0)	1.53 (0.39)	4.0 (10.0)	
高崎市教育委員会	922.0 (915.0)	16.0 (19.0)	1.74 (2.08)	6.0 (2.0)	
伊勢崎市教育委員会	394.0 (385.0)	9.0 (9.0)	2.28 (2.34)	0.0 (0.0)	
利根沼田学校組合教育委員会	49.0 (45.0)	0.0 (0.0)	0.00 (0.00)	1.0 (1.0)	

(4) 地方独立行政法人等（法定雇用率2.5%）

法定雇用率は4機関のうち3機関で達成し、全体で雇用障害者数6.5人、実雇用率1.66%、不足数1.5人となっている。

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数(人)	② 障害者の数(人)	③ 実雇用率(%)	④ 不足数(人)	⑤ 達成割合
合計	392.5	6.5	1.66	1.5	75.0% (3/4)
公立大学法人高崎経済大学	114.5	3.0	2.62	0.0	—
公立大学法人前橋工科大学	61.0	1.0	1.64	0.0	—
群馬県公立大学法人	106.0	0.5	0.47	1.5	—
群馬県住宅供給公社	111.0	2.0	1.80	0.0	—

- 注 1 (1)～(3)の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 (4)の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 3 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントしている。
また、短時間労働者である重度身体障害者及び重度知的障害者、短時間労働者である精神障害者(平成28年6月2日以降に採用された者または平成28年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者)については1人を1カウントとしている。
さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 4 ④欄の「不足数」とは、①欄の労働者数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 5 法定雇用率2.4%が適用される機関とは、都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。
- 6 ()内は、平成30年6月1日現在の数値である。なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。
- 7 「地方独立行政法人等」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の9号から10号までの法人を指す。

(参考3) 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である（なお、平成30年3月まで、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

- 民間企業 ……
 - 一般の民間企業 …………… 2. 2% [2. 0%]
(45.5人 [50人] 以上規模の企業)
 - 特殊法人等 …………… 2. 5% [2. 3%]
〔労働者数40人 [43.5人] 以上規模の特殊法人、
独立行政法人、国立大学法人等〕
- 国、地方公共団体 …………… 2. 5% [2. 3%]
(40人 [43.5人] 以上規模の機関)
- 都道府県等の教育委員会 …………… 2. 4% [2. 2%]
(42人 [45.5] 以上規模の機関)

※ () 内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

※ [] 内は、平成30年3月までの値である。

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

※ ただし、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者については、1人分としてカウントされる。

① 通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること

② 通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること